

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 青森県八戸市城下一丁目1番9号

氏 名 八戸通運株式会社 代表取締役 角田 徹  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 3年11月10日

許可の有効年月日 令和 8年11月 9日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物(水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの  
無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 3年11月10日 当初許可

平成 8年11月10日 更新許可

平成11年 2月 4日 事業範囲の変更許可(産業廃棄物の種類に燃え殻を追加したこと。)

平成11年 8月23日 事業範囲の変更許可(産業廃棄物の種類にガラスくず及び陶磁器くずを追加したこと。)

平成13年11月10日 更新許可

平成15年 8月26日 変更届出書受理(代表者を大矢武から変更したこと。)

平成18年11月10日 更新許可

平成21年 8月 4日 変更届出書受理(代表者を三浦悌二から変更したこと。)

(以下、裏面記載)

平成23年11月10日 更新許可  
平成23年11月10日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に紙くず、木くず、繊維くずを追加したこと。）  
平成28年11月10日 更新許可  
平成29年7月10日 変更届出書受理（代表者を田中信明から変更したこと。）  
平成29年11月9日 書換届出書受理（産業廃棄物の種類について、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨追記したこと。）  
令和3年11月10日 更新許可  
令和6年7月17日 変更届出書受理（代表者を高林秀典から変更したこと。）  
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無  
以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無  
以下余白